【1999 年 1 月 27 日 】高齢者独立保険モデル(制度モデルA)および退職者健康保険制度 (制度モデルB)の財政試算

医療保険福祉審議会(制度企画部会第38回)

高齢者独立保険モデル(制度モデルA)の財政試算 粗い試算

1.制度モデル A の前提

(1) 患者一部負担については、75 歳以上の高齢者健康保険制度の加入者は医療費の 5%を負担するものとした。75 歳未満の者は適用されている一般(若年者)各制 度の現行制度における実効負担率とした。

ただし、70 歳以上 75 歳未満の者は、平成 12 年度では経過的に現行老人保健制度における実効負担率とした。

- (2) 高齢者健康保険制度の加入者の保険料は、患者一部負担を除く給付費の 5%とした。
- (3) 年齢調整による調整額の算定にあたっては、本来、各保険者を調整の単位として算定すべきものであるが、本試算ではデータの制約上、医療保険各制度を調整の単位として算定し、以下の前提を置いて試算した。

年齢調整を行う医療費の範囲については、75 歳未満の者に係る医療費の約7割(但し、現行国保の地方単独事業による波及増力ットの考え方に基づき、市町村国保では調整対象給付費をカットし、また、被用者保険各制度においても同様の方法で調整対象給付費をカットする。)とした。

年齢調整による調整額は、平均調整対象給付費と基準調整対象給付費との差により決定した。なお、平均調整対象給付費と基準調整対象給付費については次の通り定義する。

平均調整対象給付費 全保険者平均の年齢階級別1人当たり調整対象給付費 と全保険者の年齢構成により 75 歳未満の者について 算定した給付費を、平均調整対象給付費とする。

基準調整対象給付費 全保険者平均の年齢階級別1人当たり調整対象給付費 と当該保険者の年齢構成により 75 歳未満の者について算定した給付費を、基準調整対象給付費とする。

(4) 公費負担は、下記の前提を置いた。

一般(若年者)制度については、国保について、各保険者が負担すべき年齢調整後の所要負担額に対して現行制度と同様の国庫負担を行う。被用者保険については国庫負担は行わない。

高齢者健康保険制度については、一部負担を除く給付費の 95%の公費負担を行う。

市町村国保の保険基盤安定制度は存続し、市町村国保の法定繰入及び法定外繰 入については、現行制度の場合と同一とする。

- (5) 退職者医療制度の給付費のうち、保険料、公費負担及び年齢調整による調整額 で賄えない部分については、現行退職拠出金制度と同様、各制度の標準報酬総額 に応じて各制度が負担するものとした。
- (6) 「現行制度の場合」の費用負担については、現行制度下における一部負担、公費負担、老人保健拠出金制度(老人加入率上限は30%)などを前提として推計した。
- (7) 1人当たり医療費の伸び率(高齢化を除く)については、制度合計で4%程度(被用者保険3.4%、国保一般4.1%、国保退職3.4%、老人4.3%)とした。
- (8) 介護保険制度へ移行する医療費については、本試算では含めていない。

被用者 OB を対象に退職者健康保険制度(仮称)を創設する案 (制度モデル B)の財政試算 粗い試算

1.制度モデル B の前提

- (1) 退職者健康保険制度の加入者数は、市町村国保に占める被用者 OB の割合が産業構造や就業構造の変化に伴い、将来にわたって増加することを見込んで推計した。
- (2) 患者一部負担については、70歳以上の者(65歳以上の寝たきり等の者を含む。 以下同じ)は定率1割負担(薬剤一部負担相当部分を含む)、70歳未満の者(65歳以上の寝たきり等の者を除く。以下同じ)は現行制度における実効負担率とした。

- (3) 退職者健康保険制度の保険料については、平成8年度における厚生年金被保険者期間20年以上の退職者の年金額に、政管健保の本人負担分保険料率(所要保険料率)を乗じて算定した。将来については、1人当たり保険料賦課対象額が年平均2.5%で伸びるものと仮定した。
- (4) 被用者保険各制度、市町村国保、国保組合の保険料については、それぞれ所要 保険料を算定した。
- (5) 公費負担については、制度モデル B の前提に加え、市町村国保の保険基盤安定制度は存続し、市町村国保の法定繰入及び法定外繰入は現行制度の場合と同一とする。
- (6) 「現行制度の場合」の費用負担については、現行制度下における一部負担、公費負担、老人保健拠出金制度(老人加入率上限は30%)などを前提として推計した。
- (7) 1人当たり医療費の伸び率(高齢化を除く)については、制度合計で4%程度(被用者保険3.4%、国保一般4.1%、国保退職3.4%、老人4.3%)とした。
- (8) 介護保険制度へ移行する医療費については、本試算では含めていない。
 - (参考) 退職者健康保険制度創設モデルに併せて保険者間の年齢構成の相違に基づく医療費支出の不均衡の是正のための調整措置(年齢リスク構造調整) を行った場合の財政試算の前提について
 - (1)~(4)(7)(8)は前頁に同じ。
- (9) 年齢調整による調整額の算定にあたっては、本来、各保険者を調整の単位として算定すべきものであるが、本試算ではデータの制約上、医療保険各制度を調整の単位として算定し、以下の前提を置いて試算した。

年齢調整を行う医療費の範囲については、70 歳未満の者に係る医療費の約7割(但し、現行国保の地方単独事業による波及増カットの考え方に基づき、市町村国保では調整対象給付費をカットし、また、被用者保険各制度においても同様の方法で調整対象給付費をカットする。)70歳以上の者に係る給付費の7割とした

年齢調整による調整額は、平均調整対象給付費と基準調整対象給付費との差により決定した。なお、平均調整対象給付費と基準調整対象給付費については次の

通り定義する。

平均調整対象給付費 全保険者平均の年齢階級別1人当たり調整対象給付費

と全保険者の年齢構成により 70 歳未満の者(または 70 歳以上の者)について算定した給付費を、70 歳未 満の者(または70歳以上の者)の平均調整対象給付費

とする。

基準調整対象給付費 全保険者平均の年齢階級別1人当たり調整対象給付費 と当該保険者の年齢構成により 70 歳未満の者(または 70 歳以上の者)について算定した給付費を、70 歳未 満の者(または70歳以上の者)の基準調整対象給付費 とする。

年齢調整による調整額のうち実際にやりとりをする額の割合を年齢調整実施 率とし、「参考試算1では100%」「参考試算2では50%」とした。

(10) 公費負担は、下記の前提を置いて試算した。

70 歳未満の者の分については、各保険者が負担すべき年齢調整後の所要負担額 に対して、政管健保、国保各々現行並みの国庫負担を行う。

70歳以上の者の分については、各保険者の年齢調整前における給付費に対して 3 割の公費負担を行い、残りの部分で各保険者が負担すべき年齢調整後の所要負 担額に対して、政管健保、国保各々現行並みの国庫負担を行う。

市町村国保の保険基盤安定制度は存続し、市町村国保の法定繰入及び法定外繰 入は現行制度の場合と同一とする。

(11) 退職者健康保険の各制度の財政支援額は、保険料、公費負担及び年齢調整によ る調整額を除いた部分を対象とし、制度モデルBと同様の方法で推計した。